

目的

県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの向上及び交通環境の改善に取り組むことにより、交通安全思想の普及と浸透を図り、交通事故を防止することを目的とします。

運動の進め方

実施機関・団体は相互に連携し、組織の特性を生かした計画を策定し、積極的な取り組みを行い、県民総参加の運動として展開されるよう努めましょう。

また、取り組みに当たっては運動終了後も取り組みが持続されるよう努めましょう。

重点

1 子どもと高齢者の交通事故防止

1 推進項目

子どもや高齢者に交通安全意識の浸透を図るとともに、子どもや高齢者に優しい交通環境づくりを目指して次の項目を推進します。

- (1) 子どもと高齢者への保護気運の醸成
- (2) 反射材の利用促進
- (3) 交通安全教育の実施
- (4) 安全な交通環境づくり

2 実施項目

運転者は

- 子どもや高齢者の近くでは、減速、徐行するなど「思いやり」を持った運転を心がけましょう。
- 高齢運転者は、自分の身体能力や体調に合った運転を心がけましょう。
- 70歳以上の運転者は、「高齢運転者マーク」をつけて運転するように努めましょう。

地域・職場では

- 地域全体で子どもや高齢者に対する保護気運を高めましょう。
- 職場の朝礼等で、思いやり運転を心がけるよう指導しましょう。
- スクールゾーンやシルバーゾーン等の安全点検を行いましょう。

家庭・学校では

- 外出するときは車に注意するよう声かけをし、明るく目立つ服装や反射材の着用を促しましょう。
- 通学路等の交通危険箇所や道路通行時の危険行動などを話し合い、交通安全意識の高揚を図りましょう。

実施機関・団体では

- 街頭において、子どもや高齢者への積極的な保護・誘導を行いましょう。
- 交通事故実態を踏まえた広報啓発活動を進めましょう。
- 各種会合等いろいろな機会を通じて、交通安全教育を推進しましょう。

重点

2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

1 推進項目

シートベルトとチャイルドシートは着用が義務化され、交通事故時の被害軽減に有効であることから次の項目を推進します。

- (1) シートベルトとチャイルドシートの着用効果の周知
- (2) 全ての座席のシートベルト着用徹底のための啓発
- (3) チャイルドシートの正しい使用の啓発

2 実施項目

運転者は

- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。
- 6歳未満の子どもを乗車させる場合は、体格に合ったチャイルドシートを使用しましょう。
- チャイルドシートは正しく取り付けましょう。

地域・職場では

- 各種行事において、シートベルトとチャイルドシートの着用効果について周知を図りましょう。
- シートベルトの着用について繰り返し指導し、全ての座席で着用を徹底しましょう。
- 出勤・退社時に、シートベルト着用の点検を行うなど着用の徹底を図りましょう。

重点

3 自転車の安全利用の推進

1 推進項目

自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るとともに、自転車利用中の交通事故防止と危険・迷惑行為の防止のための項目を推進します。

- (1) 自転車利用時の交通ルール・マナーの理解向上と安全利用の推進
- (2) 自転車の点検整備の励行と反射材等の活用促進

2 実施項目

運転者は (自転車利用者)

- 信号の遵守、確実な一時停止、左右の安全確認を徹底しましょう。
- 無灯火、二人乗り、傘さしや携帯電話を使用しながら運転はやめましょう。
- 定期的な点検を行うとともに、反射材等の着用に努めましょう。

地域・職場では

- 職場の朝礼等では、自転車利用中に多い歩行者との事故や出会い頭の事故等の事例を挙げて指導しましょう。
- 自転車の安全利用と反射材等の着用を促しましょう。

家庭・学校では

- シートベルトとチャイルドシートの着用効果について、家族みんなで話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。
- 保護者に対しシートベルトとチャイルドシートの必要性や着用効果等を指導し、正しい着用を呼びかけましょう。

実施機関・団体では

- あらゆるメディアを活用して、全ての座席でのシートベルト着用義務化を広報しましょう。
- チャイルドシートの安全性能に関する情報の提供に努めましょう。
- 講習会などでシートベルト着用の効果について啓発を図りましょう。

家庭・学校では

- 「自転車安全利用5則」など自転車の正しいルールについて指導しましょう。
- 自転車の安全性を確保するため点検整備を行い、安全利用を指導しましょう。
- 子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させましょう。

実施機関・団体では

- 交差点等において自転車利用者に対する指導を実施しましょう。
- 自転車利用者に参加・体験型交通安全教室等を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図りましょう。

【自転車安全利用5則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 交通ルールを守る
 - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★夜間はライトを点灯
 - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

重点

4

飲酒運転の根絶

1 推進項目

飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを広く訴え、県民一人ひとりに飲酒運転根絶意識が浸透するよう次の項目を推進します。

(1) 飲酒運転根絶のための広報啓発

(2) 飲酒運転根絶のための環境づくり

(3) 飲酒運転根絶のための交通安全教育

2 実施項目

運転者は

○少しの量でも酒を飲んだら、運転は絶対にやめましょう。

○酒を飲むことがわかっている場所には、車を運転していかないようにしましょう。

○前日の酒が残っているれば、飲酒運転になることを認識しましょう。

家庭・学校では

○飲酒運転の危険性、事故の悲惨さを日頃から話し合いましょう。

○車を運転する人には、絶対に酒を出さないようにしましょう。

○酒を飲んだときの迎えについて、家庭で話し合っておきましょう。

地域・職場では

○地域のイベントや会合で「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の飲酒運転根絶意識の浸透を図りましょう。

○職場で飲酒運転根絶について話し合い、また、アルコールチャッカー等を利用した意識の啓発を進めましょう。

○飲食店など酒類提供業者は、運転する客には酒類を提供しないようにしましょう。

○ハンドルキーパー運動を推進しましょう。

実施機関・団体では

○あらゆるメディアを活用して、飲酒運転根絶の広報を推進しましょう。

○飲酒ゴーグルなどを活用した参加・体験型の講習を実施し、危険性についての認識を高めましょう。

○運転者への酒類提供、飲酒者への車両提供、飲酒者が運転する車両への同乗は違反であることを広報しましょう。

県下統一行事

4月6日(火)	広報活動強化の日	歩行者やドライバーに交通安全運動への積極的な参加を呼びかけます。
4月7日(水)	保護誘導活動強化の日	子どもや高齢者に対する保護誘導を呼びかけます。
4月9日(金)	飲酒運転根絶の日	飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を推進します。
4月10日(土)	交通事故死ゼロを目指す日	住民一人ひとりが交通事故に注意して行動するよう呼びかけます。
4月12日(月)	街頭指導活動強化の日	歩行者や自転車利用者に対する街頭指導を強化します。

平成21年中 交通事故発生状況

区分	全国	前年比	長崎県	前年比
発生件数(件)	736,688	-29,459	7,643	+273
死者数(人)	4,914	-241	67	+27
負傷者数(人)	910,115	-35,389	9,888	+292

平成22年長崎県
交通安全年間スローガン
守ろう交通ルール
高めよう交通安全ナー

平成22年

春の全国交通安全運動

実施要綱

実施期間

4月6日(火)～4月15日(木)

スローガン

手を上げる
可愛い笑顔に
待つ笑顔



- 重点
- 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - 自転車の安全利用の推進
 - 飲酒運転の根絶

交通安全図画最優秀作品 (平成21年度知事賞)
雲仙市立南串第二小学校2年 (当時)

久米 拳斗 さんの作品

特別広報

夕暮れ時における早め点灯、雨天・曇天時の点灯



主唱 長崎県交通安全推進県民協議会